別添第一②

法第五条一号本文に関する判断基準

- 一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている 情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 特定の個人を識別することができる情報
- (1)「個人に関する情報」

「個人に関する情報」(以下「個人情報」という。)とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断及び評価等個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格及び私生活に関する情報、個人の知的創作物に関する情報並びに組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

なお、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

(2)「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が

誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名 その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。これらの情報 (以下「個人識別情報」という。)は、通常、個人を識別させる部分(例えば、 氏名)とその他の部分(例えば、当該個人の行動記録)とから成り立っており、 その全体が一つの不開示情報を構成する。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名並びに個人別に付された記号及び番号等がある。氏名以外の記述等については、単独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合がある。年齢、性別、印影、履歴、肖像及び振込金融機関名等の情報についても、これらの情報が組み合わされることにより特定の個人を識別できる場合があることに留意する。

(不開示となることがある情報の例)

- イ 氏名、職業(勤務先法人名等)、役職名、映像、肖像、声及び筆跡等特 定の個人を表象する記述等
- ロ 振込口座番号、試験の受験番号及び保険証の記号番号等、個人別に付され、特定の個人を識別することができる記述等
- ハ 生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、印影、履歴及び振込金融機関名等、単独では必ずしも特定の個人を識別できない場合もあるが、いくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多い記述等
- 二 思想及び宗教等個人の内心に関する情報
- ホ 健康状態及び病歴等個人の心身状態に関する情報
- へ 家族構成、家計収支及び勤務先等個人の生活状態に関する情報
- ト 出身地、学歴、職歴及び結婚歴等個人の経歴並びに社会的な活動に関する情報
- チ その他特定の個人を識別できる情報
- (3)「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」
 - ① 当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示とする。

照合の対象となる「他の情報」としては、一般人が通常入手し得る情報が含まれる。この場合の入手可能かどうかの判断に当たっては、独立

行政法人等において、通常の注意力をもって審査するものであり、調査 義務があるものではない。

また、何人も開示請求できることから、入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。他方、入手するために特別の調査を必要とする情報については、「他の情報」に含まれない。

② 特定の個人を識別することができる情報ではないものであっても、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがあるものは、当該情報の性質、集団の性格及び規模等により、個人識別情報に該当する場合があることに留意する。

(他の情報に該当する場合がある情報の例)

- イ 公知となっている情報
- ロ 図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報
- ハ 以前の開示請求により開示されている情報
- 二 近親者又は地域住民等であれば、通常入手可能な情報
- (4)「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人 の権利利益を害するおそれがあるもの」

個人の人格と密接に関連するもの又は公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあるもの等特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合は、 当該情報については、不開示とする。例えば、匿名の作文又は無記名の個人の著作物等がある。

個人を識別することができない情報ではあるが、公にしないとの前提で独立 行政法人等に提供された情報については、個人の権利利益を害するおそれがあ れば、当該情報については、不開示とする。

(不開示となることがある情報の例)

- ア カルテ及び作文等個人の人格と密接に関連する情報
- イ 個人の著作物等財産権その他個人の権利利益を害するおそれのある情 報
- 二 「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(ただし書イ)

(1) 「法令の規定により」

「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定(訓令その他の命令の規定は含まれない。)に限られる。法令により、情報の公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、本規定に該当しない。法令の規定により期間を限定して法人文書の閲覧のみ許可されている場合は、期間中は何人でも閲覧できるのであれば、少なくとも当該期間中においては、本規定に該当する。

(2)「慣行として」

公にすることが慣習(社会生活の中で反復して行われ、ある程度まで人の行動を拘束するようになった一種の社会規範をいう。以下同じ。)として行われていることを意味する。慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、当該事例が個別的な事例にとどまる限り、本規定に該当しない。誤って現に公衆が知り得る状態に置かれた場合及び他者の故意により現に公衆が知り得る状態に置かれた場合は、本規定に該当しない。

(3)「公にされ」

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合がある。

(4)「公にすることが予定されている情報」

将来的に公にする予定(具体的に公表が予定されている場合に限られず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。)の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がない場合等、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれる。例えば、ある事業についての報告書を毎年公表している慣行があるところ、同種の新規事業に着手し、同様に報告書を作成し、記載されている事項も従前の報告書と同様であり、特に異なった取扱いをする必要がない場合等がある。

三 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(ただし書口)

公にすることにより害されるおそれがある個人情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命又は健康等の保護の必要性が上回るときには、当該情報を開示する。現実に、人の生命又は健康等に被害が発生している場合に限られず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。当該蓋然性の判断をするに当たっては、特別な調査によらず、通常考えられる範囲内で判断をする。

四 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」(ただし書ハ)

(1)「当該個人が公務員等である場合において」

「公務員等」とは、広く公務遂行を担任する者をいい、一般職か特別職か、常 勤か非常勤かを問わず、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務 員、地方独立行政法人の役員及び職員並びにアルバイトの職員のほか、国務大臣、 国会議員、裁判官及び審議会委員等も含まれる。また、公務員等であった者の公 務員等であった当時の情報については、本規定に該当する。

「公務員等」の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等、公務員等以外の個人情報である場合がある。このように一つの情報が複数の個人情報である場合には、個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該公務員等にとって不開示情報に該当するかどうかと他の個人にとって不開示情報に該当するかどうかとを別個に検討し、そのいずれかに該当すれば、当該部分については不開示とする。

(2)「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立 行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の機関の一員として、その担任 する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、 職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報が含まれる。一 方で、研修受講職員にとって、職務であってもその担任する職務と関係のない活 動に関する情報、例えば、研修における出席簿や個人成績表、報告書、試験結果 等は含まれない。 また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、職員個人に係る人事査定及び評価情報等は管理される職員の個人情報として保護する必要があり、当該情報については不開示とする。

(3)「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

独立行政法人等の諸活動を説明する責務を全うする観点から、どのような地位及び立場にある者がどのように職務を遂行しているかについては、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、不開示としない。

(4) 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、法第五条第一号ハの規定とともに、同号イの規定が重畳的に適用され、不開示としない。 独立行政法人等により役職名及び氏名を公表する慣行がある場合、独立行政法人等により作成され、又は独立行政法人等が公にする意思をもって(あるいは公にされることを前提に)提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録等に役職名と氏名とが掲載されている場合には、本規定に該当する。しかし、職員等に限定して配布しているものについては、公にしている又は市販しているものではなく、本規定に該当しない。

五 本人からの開示請求

本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、特定の個人が識別 される情報については、不開示とする(法第五条第一号イからハの規定に該当す る場合及び法第七条の規定により開示する場合を除く。)。

六 会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する文書

会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する文書の開示又は 不開示の取扱いについて、個々の文書におけるその作成目的及び内容等が特殊 な場合を捨象した一般的なものの扱いは、別表のとおりとする。運用に当たって は、開示請求に係る法人文書に記載されている個々の情報の内容及び性質を踏 まえ、画一的又は一律的にならないよう留意し、法第五条各号の規定等の趣旨に 沿って個別的に判断する。 別表 会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する文書の取扱い

一 会議等の開催に関する会計文書

(1) 該当する文書

機構において日常的に開催されている会議等(①機構の部内の会議、②他の独立行政法人等、行政機関、地方公共団体、民間団体等の職員を交えた連絡、協議、打合せ会議、③審議会等又は行政運営上の懇談会等)の開催に関する会議費、諸謝金、借料及び旅費の支出に係る書類(実施伺い、支出負担行為決議書、支出決定決議書、支出負担行為即支出決定決議書、支払決議書、証拠書類(業者からの見積書、請求書、検査調書、契約書、請書、諸謝金支給調書、旅費請求書等))

(2) 記載情報ごとの開示又は不開示の取扱い

記載情報ごとの開示又は不開示の取扱いについては、一般的に次のように整理する。

ただし、アに該当する場合にあっても、例えば、情報収集、協議、交渉等のための会議等であって、会議名、開催の目的、開催の日時、場所等の情報を公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる等、個別の事情により不開示情報に該当する場合には、個別具体的に判断する。

ア 一般的に法第五条各号の不開示情報には該当せず、開示可能と考えられるもの

- ・起案(決裁)年月日、決裁者役職名、合議者役職名、起案者役職名、会議等名、開催目的、開催日時、開催場所、出席予定者数、経費所要見込額、支出科目、出席者数、出席(予定)者の所属機関・職名(出席者が公務員の場合)
- 諸謝金支給総額
- ・債権者名、請求内容・金額、債権者への振込金額
- 会議等出席のための出張者の所属部局、官職・職名(出席者が公務員の場合)、用務(業務内容)、用務先、旅行命令権者印(公印)、旅費概算(精算)額、出張年月日、出発地・経路・到着地等、旅費請求(受領)年月日

イ 個別ケースにより開示と不開示について慎重な判断が必要なもの

- ・決裁者氏名(署名又は印影)、合議者氏名(署名又は印影)、起案者氏名(署名又は印影)、出席者の所属団体・役職名(出席者が公務員以外の場合)、 出席者氏名
- ・謝金受領(予定)者の所属機関・職名・受領者名
- ・会議等出席のための出張者の所属団体名・役職名(出席者が公務員以外の場合)、出張者氏名

(参考) 以下の場合は、開示する。

- ① 公務員の氏名については、例えば、行政機関により作成され、又は行政機関から提供された情報を基に作成され、市販されている名簿に職名と氏名が掲載されている場合及び幹部職員として異動時に職名とその氏名が行政機関により公表されている場合は、法第五条第一号イに該当する。
- ② 出席者等が公務員以外における所属団体等名・役職名・氏名については、例えば、商業登記法に基づく登記事項である等により法人名、役員及びその氏名が公にされている場合は、同号イに該当する。
- ③ 謝金支給(予定)額(公務員の場合)については、例えば、国家公務員倫理法第九条の規定により何人も閲覧の請求ができることとされている贈与等報告書の対象となっている場合は、同号イに該当する。
- ④ 謝金受領(予定)者の所属機関・職名(公務員の場合)については、当該 謝金支払の対象となる会議等への出席が職務の遂行に当たる場合は法 第五条第一号ハに該当し、当該会議等への出席が職務の遂行に該当し ないと解される場合は、③と同様となる。
- ⑤ 会議等が出席者の役職名(公務員以外の場合)、氏名その他の事項を公にすることを前提に開催されている場合においては、当該事項は、不開示情報に該当しない。
- ウ 一般的に法第五条第一号又は第二号に該当し、不開示と考えられるもの
 - ・謝金受領(予定)者の謝金支給(予定)額(出席者が公務員以外の場合)、謝金受領者住所、諸謝金振込金融機関名、諸謝金振込口座番号
 - · 債権者(茶菓弁当、貸会議室関係事業者)印影、債権者金融機関名、債権 者口座番号
 - ・会議等出席のための出張者の住所、職務の級、旅費振込金融機関名、旅 費振込口座番号

二 職員の勤務状況に関する文書

(1) 該当する文書

就業週報・月報、旅行命令簿、勤務票

なお、機構において一般的な職務につき共通的に作成されるものを想定して おり、職務の性質等が特殊なものを除く。

(2) 記載情報ごとの開示又は不開示の取扱い

記載情報ごとの開示又は不開示の取扱いについては、一般的に次のように整理する。

ただし、アに該当する場合にあっても、例えば、用務、用務先等を公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなるなど、個別の事情により不開示情報に該当するような場合には、個別具体的に判断する。

ア 一般的に法第五条各号の不開示情報には該当せず、開示可能と考えられるもの

- ・旅行命令簿における所属部課、役職名、旅行命令発令年月日、用務、用務先、旅行期間
- イ 個別ケースにより開示と不開示について慎重な判断が必要なもの
 - ・旅行命令簿における職員の氏名、旅行命令権者印(印影)、旅行者印(印 影)、出納命令役等印(印影)

(注)

「一 - (2) - イの(参考)」参照。

- ウ 一般的に、法第五条第一号に該当すると考えられ、不開示と考えられるもの
 - ・就業週報・月報における氏名、日付欄に記載される出張の表記・年次休 暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇・欠勤・休職・停職等の表記・勤務 票における所属、氏名、年次休暇の日数(前年からの繰越し日数・本年分 の日数)、休暇期間、休暇残日数、本人印(印影)、届出年月日、確認印(印 影)、庶務印(印影)